

令和7年度

入園のしおり

(重要事項説明書)



高島市立マキノ西こども園

目 次

園の概要、保育目標、保育の特色	－ 1 －
I 重要事項説明書	
1. 目的	－ 2 －
2. 運営方針	－ 2 －
3. 当園の概要	－ 2 －
4. 開園日・閉園時間および休園日	－ 3 －
5. 施設の概要	－ 5 －
6. 職員体制	－ 6 －
7. 提供する教育・保育の内容	－ 6 －
8. 給食等について	－ 6 －
9. 子育て支援事業について	－ 7 －
10. 保護者会等について	－ 7 －
11. 健康診断・歯科検診について	－ 8 －
12. 保育料等について	－ 8 －
13. 緊急時の対応方法について	－ 8 －
14. 非常災害時の対策について	－ 9 －
15. 要望・苦情等に関する相談窓口について	－ 9 －
16. その他	－ 9 －
17. 同意書	－ 11 －
II 園の生活	
1. 園生活の一日	－ 12 －
2. 一年間の主な行事	－ 13 －
3. 通園について	－ 14 －
4. ステップ保育	－ 15 －
5. 服装・持ち物について	－ 15 －
6. お昼寝について	－ 18 －
7. 給食について	－ 19 －
8. フッ化物洗口について	－ 19 －
9. 連絡等について	－ 20 －
10. 病気について	－ 20 －
11. 園での投薬について	－ 20 －
12. その他	－ 25 －
III 参考資料	－ 26 －

園の概要

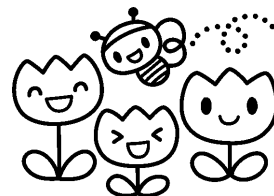
高島市マキノ町の北西部に位置し、周囲にはマキノ支所やマキノ児童館があります。

近隣には、のどかな田園地帯やマキノ高原があり、恵まれた自然環境にふれながら、自己を十分発揮できるよう一人一人の思いや育ち、また相手への思いやりを大切にする保育を心がけています。

保育目標

「素直な明るい子ども」

1. 生活の決まりを守り規則正しい生活のできる子ども
2. 健康でたくましい子ども
3. 誰とでも仲良く遊べる子ども
4. 思いやりのある子ども
5. どんな事にも意欲的に取り組める子ども



保育の特色

- 一人一人が安心安定した生活の中で、じっくりと遊びこめる保育
- ピックランドやマキノ高原など公共の場や身近な自然環境のなかで、動植物とのふれあいを通し豊かな感性を育てる保育
- 異年齢児、地域、世代交流を通して人と関わる力を育てる保育
- 栽培、魚つかみ、料理教室など五感をいきいきと働かせて取り組む食育活動

I 重要事項説明書

1. 目的

高島市立マキノ西こども園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への教育・保育、子育て支援事業を行うことを目的とします。

2. 運営方針

- ・入園する乳幼児の最善の利益を考慮し、積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行います。
- ・社会の期待や願いに応えられるよう創造と活力ある教育・保育活動を進め、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めます。

3. 当園の概要

名 称	高島市立マキノ西こども園
所 在 地	高島市マキノ町蛭口1365番地1
施設の種類	保育所型認定こども園
開設年月日	昭和40年4月1日
認可又は認可年月日	昭和40年4月1日
連 絡 先	T E L 0740-27-0144 F A X 0740-27-0149
園 長 名	奥田 恵美子（R7年4月現在）
利 用 定 員	1号認定利用定員（教育認定） 満3歳～満5歳 15人 2号認定利用定員（保育認定） 満3歳～満5歳 30人 3号認定利用定員（保育認定） 0歳～満2歳 15人
学 期	○1号認定のみ該当 1学期 4月1日から 7月31日まで 2学期 8月1日から12月31日まで 3学期 1月1日から 3月31日まで
実施する事業	延長保育、一時預かり保育など

4. 開園日・開園時間および休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
教育・保育 提供時間	教育標準時間（1号） 午前 8 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
	保育標準時間（2・3号） 午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
	保育短時間（2・3号） 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
	登園時間 午前 8 時 00 分から午前 8 時 30 分まで 降園時間（1号） 午後 2 時 00 分から午後 2 時 30 分まで 降園時間（園バス） 午後 3 時 30 分から午後 4 時 30 分まで 降園時間（2・3号） 午後 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
延長保育時間 （一時預かり保育）	教育標準時間（1号） 午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
	保育標準時間（2・3号） 午後 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
	保育短時間（2・3号） 午前 7 時 30 分から午前 8 時 00 分まで 午後 4 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
休園（業）日	○教育認定（1号） (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号） に規定する休日 (2) 日曜日および土曜日 (3) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 6 日まで (4) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで (5) 冬季休業日 12 月 24 日から 1 月 6 日まで (6) 学年末休業日 3 月 26 日から 3 月 31 日まで
	○保育認定（2・3号） (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号） に規定する休日 (2) 日曜日 (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

※日時は変更になる場合もあります。

※延長保育（一時預かり保育）の利用は、料金が必要になります。新入園児はステップ保育終了後からとさせていただきます。利用される場合はあらかじめ申請してください。

※土曜日は教育認定（1号）の子どもさんは休業日となります。保育認定（2・3号）の子どもさんは希望保育としますので、保護者の勤務時間や家庭の事情等に

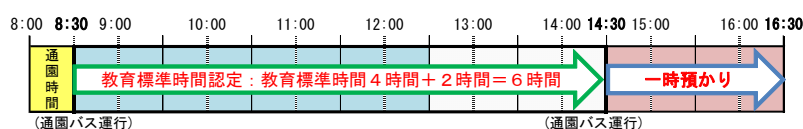
よりあらかじめ申請してください。

参考

高島市立特定教育・保育施設における利用時間等について

① 教育標準時間認定（1号認定）

※開園日・教育時間
※月～金曜日（祝日、長期休暇等を除く。）
8:30～14:30



※一時預かり事業（幼稚園型）

① 平日：2 時間

14:30～16:30

② 夏季休業中：4 時間 + 2 時間 + 2 時間（最長 8 時間）

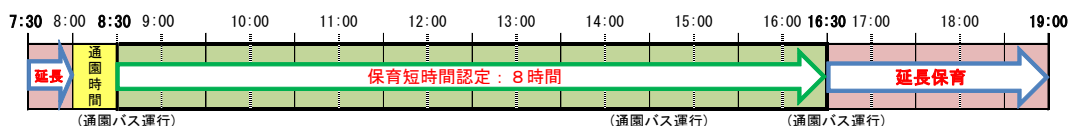
8:30～12:30

12:30～14:30

14:30～16:30

② 保育短時間利用認定（2号・3号認定）

※開園日・保育時間
※月～土曜日（祝日、年末年始等を除く。）
8:30～16:30



延長保育（早朝保育）

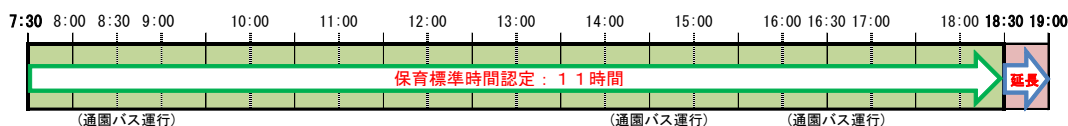
※7:30～8:00

延長保育：2 時間 3 0 分

※16:30～19:00

③ 保育標準時間利用認定（2号・3号認定）

※開園日・保育時間
※月～土曜日（祝日、年末年始等を除く。）
7:30～18:30



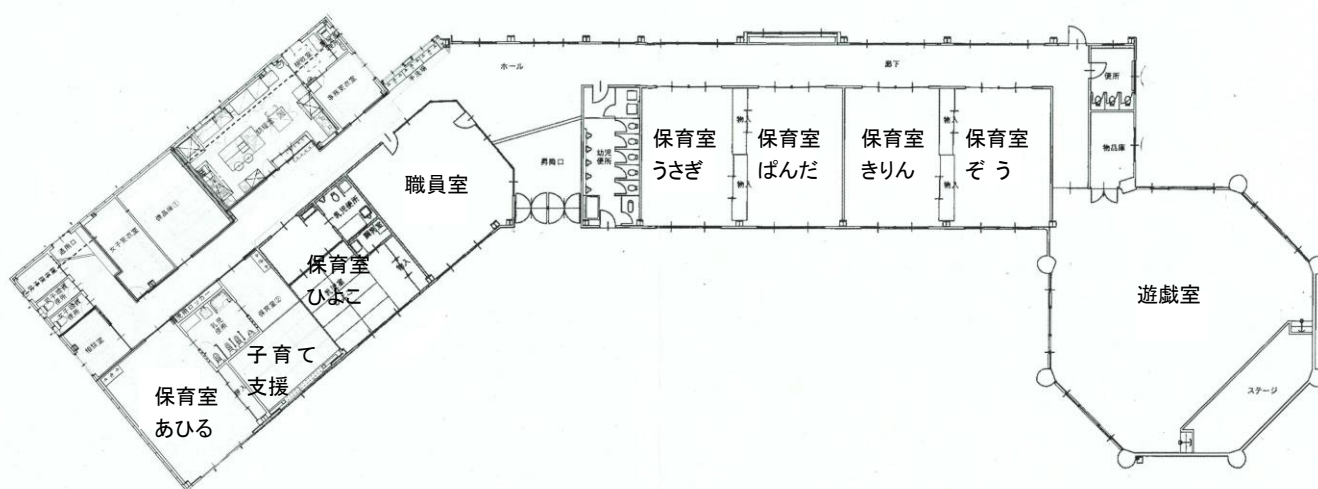
延長保育：3 0 分

※18:30～19:00

5. 施設の概要

敷地	市有地 面積 2,819.44 m ²			
建物	鉄骨造・平屋建・延床面積 805.99 m ²			
施設の内容	乳児室	1 室	保育室	6 室
	園児用トイレ	4 か所	遊戯室	1 室
	調理室	1 室	事務室	1 室
	医務室	1 室	相談室	1 室
設備	冷暖房			
災害共済	日本スポーツ振興センター災害共済、園児災害共済に加入			

施設平面図



6. 職員体制

	常勤	非常勤	合計	備考
園長	1		1	
保育参事	1		1	
保育士	11	3	14	
用務員兼保育補助		1	1	
バス運転手		2	2	
事務補助職員		1	1	兼務
合 計	13	7	20	

※上記は令和7年5月1日現在

7. 提供する教育・保育の内容

当園は、高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラムをふまえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 発達の連続性を考慮した教育・保育の提供

0歳から小学校就学前までの園児の発達を考慮した一貫した教育及び保育を提供します。

(2) 様々な年齢の園児の発達の特性に応じた教育・保育の提供

満3歳未満の園児については、特に健康・安全や発達の確保を図ります。

満3歳以上の園児については、同一学年の園児で編成される学級による集団生活の中で、遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。

(3) 送迎

希望者について、園バスによる送迎を行います。

8. 給食等について

(1) 提供方針

給食は全ての活動の源として安心して食べることができるように、地産地消や丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指します。

(2) 提供方法

園内の給食室において業務を委託しています。(一富士フードサービス株式会社 ※令和7年度現在) 毎月1回栄養士・調理担当者と給食会議を行い、喫食状況等情報共有と安心安全な食事提供に努めています。

マキノ地域の認定こども園2園分の給食を一括調理しています。

(3) 昼食・おやつ

保護者の方に毎月末に翌月の献立表をお配りします。

(4) アレルギー等への対応

使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、入園面接時など事前にご連絡ください。除去食等個別に対応を協議させていただきます(除去が必要な場合医師の診断および書面による申請が必要です。)

(例) 卵、牛乳、そば、小麦など

(5) 衛生管理等

給食調理員および園職員は、毎月検便を行っています。また、調理室などのふき取り検査や食材検査を行っています。

9. 子育て支援事業について

(1) 子育て相談

- ・子育てに関する悩みや不安に対して、子育て講座や子育て相談を行い、子どもの理解や家庭での過ごし方について学び合います。

(2) 子育て情報提供

- ・子育てに関する通信を発行し、子育てに関する情報を保護者に提供します。

(3) 子育て支援室の開室

- ・未就園児と保護者を対象に、子育て支援室を開設(週3回月・火・金)午前10時から午前11時30分)

10. 保護者会等について

(1) 保護者会について

当園と保護者が相互の連携を図り、諸事業を実施することにより健全な乳幼児の育成に努めることを目的として、保護者会が組織されています。毎年地区ごとに役員が選出され、会長、副会長、監事などで運営されています。

保護者会会費は園児1名につき月額300円で、年間3,600円を集金されています。

(2) カンガルークラブについて

毎年保護者の中から役員が選出され、交通安全教室の開催等、親子で交通安全の意識を高める活動がされています。

なお、活動経費は高島市の補助金を充てています。

1 1. 健康診断・歯科検診について

(1) 健康診断・歯科検診

年2回、嘱託医が健診をします。健診の結果については、保護者の方にお知らせし、園でも記録をします。

○嘱託医 ■内科

名 称	マキノ病院
嘱託医名	河原 敦
所在地	高島市マキノ町新保1097番地
電話番号	0740-27-0099

■歯科

名 称	林歯科医院
嘱託医名	撰 能理子
所在地	高島市マキノ町蛭口1533番地
電話番号	0740-27-1533

※令和7年度の嘱託医です。

(2) 身体計測

毎月、身長と体重計測を行います。計測の結果については日々の成長記録として記録し、保護者の方にお知らせします。

1 2. 保育料等について

(1) 延長保育料、一時預かり利用料など

高島市の条例、規則等で定める保育料などをお支払いいただきます。

なお、支払時期、支払方法などについてはあらかじめお知らせします。

(2) 保育用品の費用負担

道具箱、クレパス、はさみ、のり、カラー帽子、通園バック、マーカーなど園で準備させていただく保育用品の費用は保護者負担となります。一日入園の時にお知らせしますので、申込書を提出してください。なお、体操服は、業者から直接購入ください。

1 3. 緊急時の対応方法について

保育中に怪我などがあった場合は、個人票であらかじめ指定された保護者緊急連絡先に連絡したうえで、嘱託医または主治医に連絡をとるなどの必要な措置を講じます。

なお、保護者との連絡が取れない場合は、当園の嘱託医などの医療機関でしかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

14. 非常災害時の対策について

(1) 自然災害、火災その他の対応

月1回以上の避難訓練および消火訓練を行い、園児の安全に対し万全を期すこととします。また、高島市消防本部に消防計画を提出し防火管理に努めます。

(2) 台風、豪雪時の対応

午前7時の時点で市内に「暴風警報」や「特別警報」が発令されている場合は休園としています。(小学校等教育委員会の取り扱いに準じます。また、保育中に発令された場合も状況により休園となりますので、園までお迎えをお願いします。)

(3) 緊急の場合の保護者への連絡

当園の連絡メール、高島市防災行政無線等でお知らせします。メールの受信登録をお願いします。

(4) 火災、地震、事故、事件等で園舎の使用が困難と判断した場合の対応

「マキノ西こども園防災マニュアル」により次のとおり避難します。

- ①第1次避難場所 当園の園庭
- ②第2次避難場所 マキノ防災センター前グラウンド(マキノ支所裏側)
- ③第3次避難場所 マキノ中学校

(市指定の広域避難所[地震・風水害・原子力災害])

上記①⇒②⇒③の順序で避難します。

15. 要望・苦情等に関する相談窓口について

- (1) 受付担当者 氏名 万木 恵理子 (役職: 保育参事)
- (2) 解決担当者 氏名 奥田 恵美子 (役職: 園長)
- (3) 第三者委員 氏名 中川 恵美子 (役職: 元主任児童委員)
氏名 木下 豊子 (役職: 主任児童委員)
- (4) 受付方法 面接・文書・電話などで受付します。
- (5) 上記以外の相談・苦情窓口

高島市役所子ども未来部 幼児保育課

電話番号 0740-25-8037

16. その他

(1) 個人情報の取り扱いについて

園児ならびに保護者等に係る個人情報の取り扱いについては、その重要性を十分認識し、公正で円滑な業務の推進を図るため、高島市個人情報の保護に関する法律施行条例および関係法令に基づき適正に行います。

- ① 園では、保護者より口頭もしくは文書により提出を受けた個人情報、高島市子ども

未来部幼児保育課から取得した入園等に関する個人情報を円滑な園運営や保育活動以外の目的で使用することはありません。

- ② 園児が就学や転園をする際、兄弟姉妹が別の施設に在籍されている場合等において、必要な連絡調整や円滑な移行・接続を図るために、園児とその保護者の情報を必要最小限の範囲内で就学先や転園先と共有する場合があります。

また、法律に基づき、就学先となる小学校へ「認定こども園園児指導要録」を送付します。

- ③ 以下の場合には必要に応じて園児やその保護者に関する情報を関係機関等へ提供します。

- ・ 事故、災害等の緊急時の際の安否等にかかる情報
- ・ 児童虐待に関する情報
- ・ 法令に基づく犯罪捜査等への協力

(2) 写真等の使用について

園の活動を知っていただくため、園便り、クラス便り、園内向けのスライド等で、園児氏名や園児の写真に掲載することがありますのでご理解とご協力をお願いします。掲載されるとご都合の悪い方は、事前に担任までお知らせください。

また、園外においても、事前に保護者の同意を得た上で、市広報紙やホームページ、教育・保育研究資料などで写真や名前を掲載させていただくことがあります。

入園式、卒園式などで保護者に配布する園児名簿、クラス便り、保護者会等で知り得た情報を共有するのは、ご家族や関係者間のみとしていただき、第三者へ提供しないようにしてください。

(3) 園児の人権擁護について

児童福祉法第25条の規定に基づき、要保護児童を発見した場合、市町村、都道府県が設置する福祉事務所、児童相談所のいずれかに通告する義務が定められています。不審な傷やアザを発見した場合、お問い合わせさせていただくことがあります。

また職員は、園児の人権擁護、虐待防止等のための研修や不適切な保育を予防するための研修等も実施しています。

(4) 重要事項の説明・同意について

当園における教育・保育の提供にあたり、書面により重要事項の説明を受けたことの確認のため、同意書（別紙）を提出くださるようお願いします。

同 意 書

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

園名：高島市立マキノ西こども園

説明者職名：園長 奥田 恵美子

私は、本書面に基づいて、当園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、
同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：滋賀県高島市

保護者氏名：

園児氏名：

児童から見た続柄：

Ⅱ 園の生活

1. 園生活の一日

時間	0 歳児 ～ 2 歳児 (保育認定 3 号)	3 歳児～ 5 歳児			
		3 歳児		4 歳児～ 5 歳児	
		教育認定 (1 号)	保育認定 (2 号)	教育認定 (1 号)	保育認定 (2 号)
7:00	開園・早朝保育・登園 自由遊び 健康観察・自由遊び おやつ 遊び	開園 登園開始・バス運行 健康観察・持物始末 自由遊び 体操・朝の会 主活動	開園・早朝保育登園 バス運行 健康観察・持物始末 自由遊び 体操・朝の会 主活動	開園 登園開始・バス運行 健康観察・持物始末 自由遊び 体操・朝の会 主活動	開園・早朝保育登園 バス運行 健康観察・持物始末 自由遊び 体操・朝の会 主活動
7:30					
8:00					
9:00					
10:00	給食準備 給食 お昼寝	給食準備・給食 帰りの会 遊び	給食準備・給食 帰りの会 お昼寝 (年少通年)	給食準備・給食 帰りの会 遊び	給食準備・給食 帰りの会 お昼寝 (年中は春～秋) (年長は夏のみ) 遊び・おやつ 降園準備 バス運行
11:00					
12:00					
13:00					
14:00	目覚め おやつ 遊び	降園準備 バス運行 (一時預かり)	おやつ 降園準備 バス運行	降園準備 バス運行 (一時預かり)	遊び・おやつ 降園準備 バス運行
15:00					
16:00					
16:30					
17:00	順次降園	閉園	延長保育 (短時)	閉園	延長保育 (短時)
18:00					
18:30					
19:00					
	延長保育 (標準) 閉園		延長保育 (標準) 閉園		延長保育 (標準) 閉園

※ 1 日の流れは、あくまでも目安です。活動により時間の変更もあります。

3 歳児未満の生活は個人差がありますので、オムツ交換の時間や回数等は個人差により配慮しています。

2. 一年間の主な行事

月 別	行 事 名
4 月	入園式、内科健診、歯科検診
5 月	子どもの日、さつま芋苗植え、園外保育（年少以上児）、シルエット劇場（年長）
6 月	保育参観、CAP研修（年長）
7 月	七夕まつり、夕べの集い（保護者会）、川遊び（年少以上児）、プール遊び、魚つかみ（年長）年長まつり（年長）
8 月	川遊び（年少以上児）、プール遊び
9 月	祖父母参観 さつま芋掘り
10月	運動会（年少以上児）、園外保育（年少以上児）、親子遠足（保護者会） 内科健診、歯科検診
11月	焼き芋会
12月	餅つき、クリスマス会
1 月	ゆき遊び、そり遊び、みそ作り（年中）
2 月	節分、ゆき遊び、そり遊び、発表会、入園説明会
3 月	ひなまつり、お別れ遠足（年長）、お別れ会、卒園式
定期的行事	毎月 誕生会、避難訓練、身体計測 随時 個別懇談（春・秋）、キッズサッカー（年長） 本の森探検（年中・年長） 食育教室、地域の方や小中学校との交流 里山遊び（年長）

※変更する場合もありますのでご了承ください。

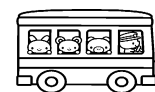
3. 通園について

- ・バス通園のお子さんには、後日バス時刻表を配布します。
- ・バスを利用できる年齢は、「満3歳の誕生日」からとしています。
- ・必ず決められたバス停で乗降してください。やむを得ず変更となる場合は、当園まで連絡をしてください。
- ・バスを利用されない場合は午前8時20分までに、園まで連絡してください。
- ・通園バス降車の際に保護者の迎えのない場合は、園児は園まで連れて帰りますので、園まで迎えをお願いします。

- ・通園バスの運行は2コースに分けて運行します。なお、教育認定の子ども（1号認定）さんの帰りは1コースで運行します。

☆びわっこ：（新保、中庄、大沼、知内）

☆くりっこ：（沢、森西、蛭口、醍醐、寺久保、開田、牧野、石庭、白谷）



※バスの運行は、1か月毎に順番を交代しています。

- ・3歳児未満およびバス通園以外の方は、直接保育室までお子さんの送迎をお願いします。
- ・送迎の自家用車は園児の安全確保のため、マキノ支所または当園駐車場をご利用ください。園舎南側出入口付近は、通園バスの乗降ならびに送迎の保護者および園児が多数出入りするため大変危険です。駐停車禁止区域としていますので、駐車しないでください。
- ・園児の安全対策上、園の門にインターホンを設置しています。保護者の方（園児を送迎する祖父母等）は、インターホンを利用していただくかなくて結構ですが、出入口が開けっ放しとならないよう鍵をしっかりとけてください。お子さんが勝手に飛び出さないよう十分見守りをお願いします。
- ・防犯安全面の関係上、園児の送迎は保護者の方でお願いします。学生の方の送迎はご遠慮ください。予定と違うご家族の方がお迎えに来られる場合は、事前に連絡をお願いします。場合によっては確認を取らせていただくこともあります。
- ・園バスは園外保育など通園時以外にも利用することがありますので、「バス利用に関する誓約書」を提出してください。
- ・大雪等で通園バスの安全運行が不可能と判断した場合は、自由登園または、通行可能な道路（主要幹線道路）まで出ていただく場合がありますのでご了承ください。

4. ステップ保育

新入園児のお子さんが慣れるまでの3～4日間は、ステップ（短縮）保育とさせていただきますので、ご協力をお願いします。（お子さんによっては、期間の延長をお願いすることがあります。）この間は、給食を食べた後に降園します。

5. 服装・持ち物について

服装

① 服装

- ・通園にはカラー帽子をかぶって登園してください。（1歳児以上）
- ・服装は自由ですがお子さんが着脱可能で活動しやすいものを着用させてください。
トレーナー・Tシャツ・ズボンがふさわしいです。

ボタンの多いもの、背ボタンのものなどお子さんが扱いにくいものは避けてください。また、マフラー、耳当て（イヤーマフ）、紐やリボンのある服は遊具に引っかかる場合がありますので着用しないで下さい。

また、フード付きの服、チュニック丈の服、スカート付きズボン、スカートすその広がったガウチョパンツなどは避けて下さい。

- ・防寒着は、ファスナーの開閉で、フード無しのジャンパーをお願いします。
- ・髪ゴムは飾りのない丸ゴムを使用していただき、ヘアピン等は安全上避けてください。小さなナイロン製のヘアゴムはなくしやすく、誤飲の恐れがあるため避けてください。
- ・靴は、履きやすく、運動しやすいもの（足のサイズに合ったもの）を履かせてください。（晴れた日の長靴は、活動に支障をきたすため避けて下さい。）
- ・上靴は、下履きと区別しやすいよう白が基調の靴を履かせてください。

② 着替え（上下一式、下着、靴下、着替えを入れるレジ袋）

- ・園で預かりますので、布袋に入れて持たせてください。
- ・衣類など汚れた場合は、着替えて持ち帰りますので、翌日必ず記名したレジ袋に入れて補充分を持たせてください。
- ・パンツについては、補充がない時は、衛生上新しい物を貸出します。返却は、新しい物を持たせてください。（ご家庭で確認していただくため、着替えは毎週末に持ち帰ります。週明けには、持たせてください。）

③ すべての持ち物

- ・個人持ちの保育用品、持ち物、衣類、下着、かばん、靴など全てのものにお子さんがわかりやすいように名前を書いてください。
- ・名前はよく見える所に「ひらがな」で大きく、はっきりと書いてください。
- ・物によっては、白い布に書いて貼るようにしてください。
- ・通園カバンには、安全のためキーホルダーはつけないでください。

年齢別持ち物

3・4・5歳児

* 毎日持参するもの

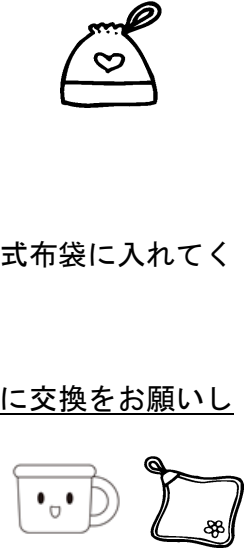
- ① シール帳
- ② 連絡帳
- ③ お箸箱3点セット（献立表によりお箸、スプーンのみ）

※5歳児はハンカチにお箸箱を包んで、3・4歳児は巾着式布袋に入れてください。

- ④ 持ち手付コップ、歯ブラシ（巾着式布袋に入れて）

※特に歯ブラシは、毛先などを確認していただき、こまめに交換をお願いします。
3歳児の使用開始時期は後日お知らせします。

- ⑤ 手拭きタオル（かけひも付き）
- ⑥ 水筒（保冷の効くもの）



※3歳児はストロー式、4・5歳児はコップ式でも直飲み式でも構いません。
※かけひももつけておいてください。

* 園に置いておくもの

- ① 園置き用着替え（着替え一式2～3組と記名した
レジ袋3～5枚を巾着式の袋に入れて）
- ② 上靴（お子さんの扱いやすさから、マジックテープ式
よりも、甲ゴム式の方をおすすめします。）・上靴袋
- ③ 通園バッグ



* 準備しておいていただくもの

- ① お昼寝用布団一式（2号認定児）
（気温に応じてタオルケットや毛布で調節してください。）
※5歳児も夏季はお昼寝をします。
- ② ぞうきん サイズ：15cm×30cmを2枚
（テーブルを拭きます。新しいものを準備してください。記名不要）
- ③ ティッシュ1箱

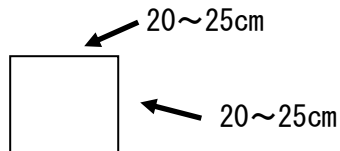
0・1・2歳児

*** 毎日持参するもの**

- ① 連絡帳 ② 乾いたおしぼり 3枚

※おしぼりのサイズ

(0・1・2歳児)



- ③ 食事用エプロン 1枚

※②③を、まとめてジッパー付き保存袋に入れてください。

また、衛生上こまめに交換をお願いします。

- ④ 手拭きタオル (かけひも付)
⑤ ストロー式水筒 (保冷の効くもの)
⑥ カラー帽子 (1・2歳児)

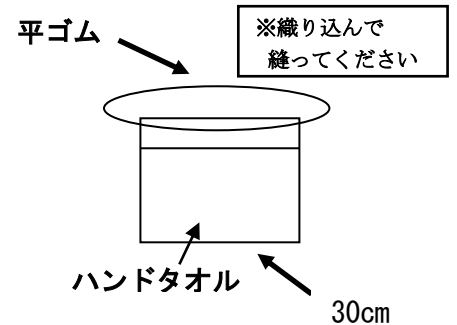
※0歳児は頭のサイズにあった帽子を準備ください。

- ⑦ おむつ替えマット (フェイスタオルを半分にして縫ったもの)

◎0・1歳児は、以上のものを一つのカバンに入れて保護者がお持ちください。

2歳児はリュックでお子さんが持てるようにしてください。

◎手拭きタオル、おしぼり、食事用エプロン、水筒は毎日洗浄し衛生に注意してください。



*** 園に置いておくもの**

- ① おしりふき ② 紙おむつ 5枚 (前面に記名)
③ 園置き用着替え (3組程度一式)
④ 汚れた服用レジ袋 (記名したレジ袋 3~5枚)

*** 準備しておいていただくもの**

- ① お昼寝用布団一式 (夏タオルケット、冬毛布)
② ぞうきん サイズ: 約15cm×30cmを2枚 (テーブルを拭きます。新しいものを準備ください。記名不要)
③ ティッシュ 1箱

*** ミルクを飲む場合**

ほ乳瓶 (園で飲む回数分)



その他の持ち物

体操服 (3歳児以上対象)

6. お昼寝について（2、3号認定児）

年 齢	期 間 など
0・1・2・3歳児	通年 季節によってかけ布団をタオルケットや毛布に替えてください。
4 歳 児	通常保育開始から秋頃まで
5 歳 児	夏季

※お子さんが布団を取り扱うこともありますので、お子さんの持ち運びができる大きさの布団をご用意ください。

※布団は、毎週末に持ち帰り、シーツの洗濯、日光消毒をお願いします。

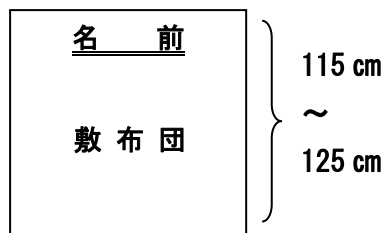
※お昼寝用の布団は通園バスに積み込みできませんので、各自でお願いします。
（金曜日の午後6時までに取りに来てください。）

参考

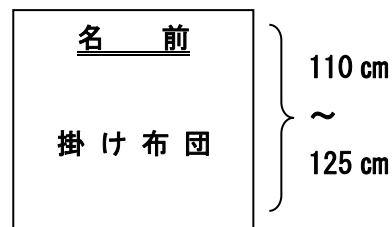
☆お昼寝布団（敷布団・掛け布団）について

*大きすぎたり、分厚すぎたり、重すぎたりしないようにお願いします。
（マット式は避けてください。）

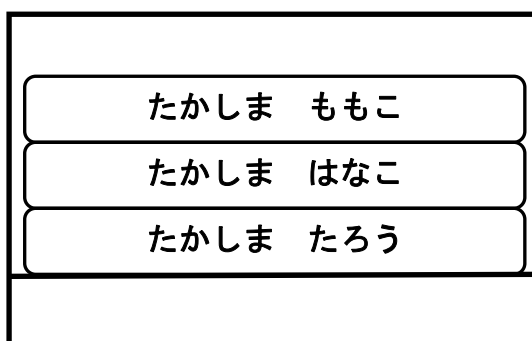
70cm前後



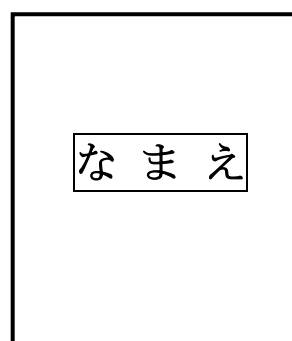
80cm前後



収納時



*敷き布団カバーの裏面



*積んだ時に名前が見えるようにお願いします。

*シーツを半分に折った所に名前を付けてください。（裏面の中央部分）

☆着替え袋

- *子どもが取り扱いますので、キルティング素材の布は、口部分が絞りにくい
ため避けていただくようにお願いします。

着替え袋



レジ袋を入れておいてください。
記名もお願いします。(5枚程度)

☆ご購入頂きたいもの

- *上靴（足にあったもの）、下靴と区別しやすいように白が基調の靴を履かせてください。
- *体操服（半袖シャツ・半ズボン）

☆園で準備させていただく用品（代金は保護者負担）

- *通園バック（2歳児～手提げナイロン製）
道具箱・クレパス・はさみ・のり（3歳児～）、マーカー（4歳児～）
 - *カラー帽子（1歳児～）
※令和7年度は5歳児：だいたい、4歳児：みずいろ、3歳児：きみどり、
2歳児：あか、1歳児：ピンクです。順次上のクラスに持ち上がります。
- ※新入児は入園説明会でお知らせしますので、申込書を提出してください。代金は別途集金させていただきます。購入品が華美になったり、持参いただいたものが取扱いにくかったりすることのないように、毎年一括購入をさせていただいていますので、ご協力をお願いします。

7. 給食について

- ・完全給食です。年齢やメニューに応じて「箸」「スプーン」を毎日清潔にして持たせてください。（0・1・2歳児は園で用意しますので、持たせていただかなくて結構です。）
- ・給食のメニューは、毎月の献立表でご確認ください。



8. フッ化物洗口について

- ・市内5歳児を対象に、口腔の健康作りのため、高島市歯科医師会や医師会、薬剤師会等の協力・連携のもと、希望されるお子さんに週に2回フッ化物洗口を行っています。

9. 連絡等について

- ・ お子さんがお休みされる時や登園が遅くなる時は、必ず8時20分までに園に連絡をしてください。
- ・ ご家庭からの連絡は「連絡帳」に記入してください。また、「連絡帳」は毎日確認して、必ず「サイン」または「押印」をお願いします。
- ・ 園からの連絡は、園だよりの「おさなご」や「クラスだより」等でお知らせします。

10. 病気について

- ・ 熱の有無だけではなく、体調の悪い時（咳・鼻水・下痢・嘔吐・食欲不振等）は、休養をとるようにしてください。（場合によっては、早めに医療機関で受診してください。）
- ・ 病後は、「子どもが行きたがる」からではなく、体調の変化等、把握していただき、保護者の方が出席・欠席の判断をしてくださるようお願いいたします。
- ・ 保育中に体調が悪くなった時（高熱・下痢・嘔吐・感染症の疑いのある時）は、お子さんのお迎えをお願いします。（登園後発熱または体調に異常を認めた場合は、ご家庭に連絡をさせていただきますので、保護者が不在になる場合は、緊急連絡先をあらかじめ園までお知らせください。）
- ・ 感染症（新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・はしか・おたふくかぜ等）や頭ジラミと診断を受けた時は、感染拡大を防ぐため、すぐに園に連絡してください。
- ・ 園児が予防接種を受けた後は、安静が必要なため家庭での保育をお願いします。

※園児の健康管理のため、内科健診・歯科検診を年2回、検尿検査を年1回行っています。

11. 園での投薬について

原則園では投薬することができません。

「園での薬の使用について（お願い）」をご確認いただき、ご理解とご協力をお願いします。

やむを得ず投薬が必要な場合は、「投薬依頼書」の提出が必要です。

園での薬の使用について（お願い）

園では法律に基づき、原則、医療行為を行うことができません。（医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師法第 31 条）

しかし、以下の行為は園や介護等の施設において医療行為ではないとみなされています。

- 1 体温を計測すること
- 2 自動血圧測定器により血圧を測定すること
- 3 新生児以外の入院を必要としない者へのパルスオキシメーターの装着
- 4 わずかな切り傷や擦り傷、やけどなど専門的な判断や技術を必要としない場合の処置（例：汚物で汚れたガーゼの交換等）
- 5 事前に保護者から依頼を受けた場合の医薬品の使用の介助
（ただし、医療機関で処方された医薬品に限ります）
- 6 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚も健康な状態でかつ糖尿病等の疾患に伴う管理が必要でない場合に、爪切りで爪を切ったり爪ヤスリを使用したりすること。

これらのことから、園では薬の使用等について以下のとおりとさせていただきます。

園児への投薬について

原則、園では投薬することができません。薬を処方していただく時は、まず以下の3点を医師に確認したり、相談したりしてください。

- 受診の際は園に通っていることを伝え、登園が可能であるか確認をしてください。
- 朝・夕の2回の服用にしてもらえるか医師にご相談ください。
- 3回服用の場合は時間をずらすことが可能か医師にご相談ください。
（例：「朝、昼、夜」→「朝、夕、就寝前」等）

医師に相談した結果、園での投薬がどうしても必要と指示があった場合に限り「投薬依頼書」に必要事項を記入の上、薬とともに提出してください。その際は、裏面の①～⑥の点にご注意ください。

- ① 「投薬依頼書」は、園で投薬を必要とする際に提出してください。園での投薬後は、「投薬チェックカード」を使用しますので、日付を記入して薬と一緒に毎回提出してください。塗り薬等 投薬が長期になる場合は、月に1回「投薬依頼書」の提出をお願いします。

- ② 投薬は医師の処方による薬に限ります。市販薬や自家製の薬は投薬できません。
ただし、解熱剤、鎮痛剤、坐薬 等の投薬は行いません。
- ③ 薬は当日分一回分だけ持参してください。
飲み薬は、粉末は分包されたままで、シロップ等の水薬は一回分を別容器に取り分けて他のものと混ぜずにお持ちください。
薬を入れた容器や袋には、お子さんの名前を必ず書いてください。
粉末の薬の場合は、水（白湯）で飲んでいただきます。ゼリー等は使用できません。
塗り薬の場合は、使い捨ての手袋もご準備ください。
- ⑤ 気管支拡張剤（ホクナリンテープなど）を貼って登園される場合は、テープに記名して貼っていただき、貼っていることを必ず連絡帳でお知らせください。（もしテープがはがれ落ちた場合、誤飲を防ぐためです。）また、貼り替えはできません。
- ⑥ 土曜共同保育では、投薬することはできません。

【その他】

- ※園で擦り傷等ができた場合、流水で洗浄し、市販の消毒薬等は使用しません。出血が見られる等の症状によりテープやガーゼで保護する場合があります。
- ※虫刺されの場合、かゆみ止め等の市販薬は使用せず、流水で洗浄し、腫れやかゆみが強い時には冷やすなどの対応をとらせていただきます。
- ※虫よけスプレーは原則園では使用しません。必要なお子さんは登園前にご家庭で使用してください。（香りの強いスプレーや虫よけのシールやブレスレットは使用しないでください。）もし、園行事等で使用する場合は、事前にお知らせします。
また、園によっては蚊取り線香や電子蚊取り器を使用する場合があります。
- ※日焼け止めクリーム等も原則園では使用しません。ラッシュガード等で対応いただくか、登園前にご家庭で使用してください。
- ※じんましんが出た場合保護者へ連絡させていただきますが、時間の経過とともに発疹が消えてしまうため、写真撮影をして症状を記録して保護者に見ていただく場合があります。
- ※爪の先が割れるなどして取れそうな場合は、切らせてもらう場合があります。

■ 慢性疾患やアレルギー等により医師から特別な指示等がある場合は、保護者と協議の上、個別に対応させていただきますので、ご相談ください。

投 藥 依 賴 書

マキノ西こども園長 あて

医師と相談の結果、その指示によりやむを得ず保育時間中における投薬が必要になりました。つきましては、園での本児に対する投薬を下記により行っていただくよう依頼します。

なお、園での投棄により事故等が生じた場合であっても、当方が一切の責任を負い、高島市や貴園にはご迷惑をおかけしません。

令和 年 月 日

保護者名

印

当日の緊急連絡先 TEL (

)

クラス くみ 園児名

投薬開始日		令和 年 月 日 昼食前・昼食後・食間・その他（ ）			
医療機関名		主治医名：			
病名（症状）					
薬の処方日		令和 年 月 日 処方（ ）日分			
保管方法		室温・冷蔵庫・その他（ ）			
薬	内服薬	種 類	抗生物質・かぜ薬・せき止め・アレルギー・その他（ ）		
		分 量	水薬 1 回（ ）種類 1 回分	方法	そのまま飲む その他（ ）
			粉薬 1 回（ ）種類 包		水に溶く・そのまま飲む その他（ ）
	外用薬	効 果	虫刺され・かゆみ止め・アトピー・結膜炎・目やに・ その他（ ）		
		種 類	ぬり薬	方法 場所	
			目 薬		
受領印					

投薬チェックカード

くみ

なまえ

このチェックカードをお薬と一緒に毎回ご持参ください。

種類	水薬・粉薬	方 法 ・ 部 位	内服 （ 食前・食後・食間 ）
	ぬり薬		部位 （ ）
	目 薬		右目・左目・両目 （ ） 滴/回
	その他 （ ）		（ ）

＊ 保護者の方は、下記に投与当日の日付と押印をお願いします。

日付の記入漏れや押印がない場合は投与できませんのでご注意ください。

＊ 薬を投与後、園より投与確認の押印をします。

日 付	/	/	/	/	/	/	/
保護者							
園							

12. その他

(1) 個人情報保護について

○個人情報保護およびトラブル防止のため、動画や写真をSNS等に投稿されませんようお願いします。

(2) 日本スポーツ振興センター災害共済等の加入について

○日本スポーツ振興センター災害共済

- ・園で園児が万が一怪我等された場合、治療にかかる費用が保障される制度に加入しています。
- ・園児1人あたり 375円（市負担135円・保護者負担240円）

○園児災害共済

- ・園での万が一の死亡事故に対する見舞金制度に加入しています。
- ・園児1人あたり20円（保護者会会計より負担）

○保護者安全会

- ・保護者の方が万が一、園の行事等で怪我等をされた場合の保険として加入しています。
- ・保護者1人あたり180円（保護者会会計より負担）

※上記は令和7年度の内容です。金額等に変更される場合もありますので、ご了承ください。

Ⅲ 参考資料

■入園時の提出書類

書 類 名	0 歳	1 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳
個人票（兼緊急連絡票）	○	○	○
健康調査票	○	○	○
同意書（重要事項説明）	○	○	○
緊急時の園児引き渡しカード	○	○	○
通園バス誓約書			○
面接による生活記録	○	○	○
保育用品申込書		○	○
保育時間調査表（新入園児は面接で確認します）	○	○	○

■感染症の登園基準一覧表

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日間を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 2 4 時間から解熱後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ乳幼児は解熱後、3 日を経過するまで
風 し ん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1 ～ 2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好にまるまで
結 核		医師により感染の恐れがないと認められるまで

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
咽頭結膜炎 (プール熱)	発熱・充血などの症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血・目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157 など)		症状がはじまり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの。
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められるまで

※「2012 保育所における感染症対策ガイドライン」による。

※いずれの疾病も、出席停止解除は医師の判断が必要です。

■登園までの日数の数え方（インフルエンザ発症例）

	1日 (火曜日)	2日 (水曜日)	3日 (木曜日)	4日 (金曜日)	5日 (土曜日)	6日 (日曜日)	7日 (月曜日)	注釈
発熱日から の考え方	発熱日は 含まない	1日	2日	3日	4日	5日	登園 できる	発症（発熱） 後5日を経 過するまで
解熱日から の考え方	発熱	発熱	解熱 この日は 含まない	1日	2日	3日	登園 できる	解熱後3日 を経過する まで